

1. 件名：「東海第二発電所の設計及び工事の計画の変更認可申請（火災防護設備用ハロンボンベ等の設置場所変更等）に係る事業者ヒアリング【8】」
2. 日時： 令和5年6月20日 13時30分～14時15分
3. 場所： 原子力規制庁 9階C会議室（TV会議システムを利用）
4. 出席（※・・・TV会議システムによる出席）  
原子力規制庁：  
（新基準適合性審査チーム）  
高橋管理官補佐、深堀技術参与  
  
日本原子力発電株式会社：  
発電管理室 部長、他担当者7名  
東海第二発電所 担当者4名※
5. 自動文字起こし結果  
別紙のとおり。  
（注）：音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。  
発言者による確認はしていません。
6. その他  
提出資料：  
・東海第二発電所 設計及び工事計画変更認可申請 補足説明資料（改6）

以上

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	原子力規制庁の高橋です。
0:00:04	ただいまより、日本原子力発電株式会社東海第2発電所、
0:00:10	設計及び工事計画変更認可申請に係る
0:00:14	ヒアリングを開始します。
0:00:16	事実確認をこれまで行って参りましたが今日はその回答となります。では、
0:00:25	日本原子力発電から、
0:00:27	説明を開始してください。
0:00:31	現在ヒロキでございます。では事実確認におけるコメントに対しまして、回答させていただきます。
0:00:40	こちらですね。
0:00:43	はい。
0:00:43	磯の方。
0:00:47	えっとではまず1点目ございまして、補足の4相当をでございます。ケーブル処理室用ハロンボンベ及び非常用ディーゼル発電機室、高圧炉心スプレイ系ディーゼル発電機室用。
0:01:00	二酸化炭素ポンベの設置場所は、設置許可の有効性評価で予備であるが、アクセスルートに設定されていたはずだと。
0:01:10	アクセスルートになっているのであれば、運転員操作等ですね時間の説明くださいと。
0:01:16	コメントいただきまして、回答でございますけども、今回工認で移設する移設するボンベは、
0:01:26	既許可時の●●(非開示情報)ですね、の二階のアクセスルート上に移設することになりますが、アクセスルートの確保は可能。
0:01:38	原則としている通行幅80センチを確保可能。
0:01:43	である。またアクセスルートを予備ですけども、作業の成立性に関わる時間評価には、使用していないことから、操作の想定時間への影響はない。
0:01:54	なお、操作の想定時間に使用しているアクセスルートを図等を、
0:02:00	別紙の3として追加いたしましたということでまずはとともに、お手元の補足資料の5ページをご覧ください。
0:02:10	5ページの左支援本部の左下5ページになります。
0:02:16	右、右下の方に黄色くハッチングをかけてございまして、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:02:20	具体的に絵の中で米印アクセスルート設定エリアであることからポンベ施設による影響の有無について、別紙 3 に示すという記事を記載させていただきます。
0:02:30	これに伴いまして 18 ページ、左下の 18 ページになります。
0:02:39	18 ページ 19 ページが、アクセスルートについての別紙 3 としましてアクセスルート操作性への影響についてということで整理をしているものです。東側の二階アクセスルートを図中の緑の線になりますけども、
0:02:53	F-Vへ遠隔人力操作から緊急用直流 125VMCC及び 1 階電気製の予備ルートとして設定していると。
0:03:03	次の理由からハロンポンベ及び二酸化炭素ポンベ以下ポンベという移設。
0:03:08	①ですけどもF-V兼用化により、F-V時遠隔人力操作場所及び配管等がなくなったことによる、
0:03:20	東側ですね、の機器配置の見直し、それから②としましてポンベ衛星ポンベの設計進捗による運米施設に必要なスペースの明確化、
0:03:32	今回工認で移設するポンベは 2018 年制本体施設の
0:03:38	許認可時の 2 階のアクセスルート上に設置することとなるがアクセスルートの確保は可能と。
0:03:46	アクセスルート及びですけども、作業の成立性に関わる時間評価には使用していないことから、操作の想定時間への影響はないと。
0:03:57	なお、操作の想定時間に使用しているアクセスルートは、次ページの通りとしていまして、当該ページは●●(非開示情報)ですね。
0:04:05	お示ししているところになってございまして具体的に赤でポンベの設置場所、それから
0:04:12	青字になってございますけども、アクセスルート及びということで示してございます。
0:04:18	それと同時に部屋の中ですけども緊急直流 125VMCCがあると、いうようなものになってございます。
0:04:26	次の 19 名被災者 19 ページでございまして、こちらで具体的なアクセスルートをお示ししてございまして技術的能力 1.14 電源の確保に関する手順のうち、
0:04:38	可搬型代替受電電源設備による代替所内電源設備への今日、給電。
0:04:45	における想定時間の伊勢移動ルートは、北西階段位置から、何榎並島をナンバー23、電気盤。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:55	上記の移設ルートの予備として、北側階段L、それから2階に行きまして、ミナミ南東階段Hで1回
0:05:05	ナンバー23、電気盤を確保するというこのルート図を示してございます。
0:05:11	こちらが、いただきましたコメントに対する今回の回答になってございます。
0:05:17	では次に参ります。
0:05:21	二つ目でございます。
0:05:24	こちらの補足1と補足4で同じように整理をしてくれということで、二酸化炭素消火設備、制御盤の床面高さについて、補足1棟を耐震計算書の記載が異なるので確認してください、確認することということになってございます。
0:05:42	こちらですね回答ですけども、二酸化炭素消火設備制御盤のセツチュウカについては、●●(非開示情報)2階ですねのa12メーターから、
0:05:55	同じ●●(非開示情報)を14メーターに変更します。
0:05:59	制御盤の構造は、壁掛けであることから、耐震計算書では、設定設置床上層階の
0:06:10	設計震度で評価するため、床面差、高さ基準床レベル、上層階床面高さになりますけども、を記載することとし、
0:06:20	補足1添付書類2及び補足4の設置床の記載と整合するようを適正化いたしましたということでこちらは、2ページ、新名左下の2ページになりまして、
0:06:35	補足の1をですね、整理して参りました。黄色ハッチングかけておりました以前お持ちしているものからですね中身を少し丁寧に記載をすること、わかりやすい記載をして参りましたので、
0:06:49	液位8でかけております。
0:06:51	小コウノですね
0:06:55	回答としまして記載としましては、矢羽根の一番上になります。既工認のを火災防護設備をハロン設備の耐震計算書は、
0:07:05	今回工認ん対象外のEL38.8メーターに設置する設備を代表評価代表としている。
0:07:14	今回工認ではケーブル処理必要ハロンボンベ設備及び制御盤並びに低圧炉心スプレイ系ポンプ用ハロンボンベ設備及び制御盤の設置をそれぞれa14メーターー4メーターに変更するが、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:29	評価代表の設置場所により、下層階での変更であるため、既工認で示した評価代表の耐震計算書に包絡される。
0:07:38	このため構造強度、すいません。こちら構造強度になってますけども、動的機能は確保される。なおハロンガス供給弁は、今回工認に対象外のため、
0:07:49	既往の構造強度及び動的機能維持に影響はないという整理にさせていただきます。
0:07:57	こちらはですね次、コメントいただいています。
0:08:01	補足 1-Pになりますけども、機能維持に関する記載についても追加してくださいと。また二酸化炭素消火設備の耐震計算書における構造及び
0:08:12	構造強度及び機能維持の記載方法に差異があることを説明することと、上と下ですね、同じになってございまして、こちらを
0:08:28	2、3 段、
0:08:32	申し訳ありません。
0:08:36	40、
0:08:38	二酸化炭素は申し訳ございません、43 はですねすいません。はい。二酸化炭素は下から二つ目でございました。
0:08:48	申し訳ございません。二つ下から二つ目の矢羽根で既工認では、EL2メーターに設置予定であった二酸化炭素制御盤を耐震計算書の代表評価代表としていた。
0:09:01	今回工認において上記設備の設置場所をいえる 10 メーターに変更するため、改めて耐震計算を行い、構造強度及び動的機能維持が確保され確認されることを確認した。
0:09:13	という回答になりますもうしはございません。
0:09:16	と同じようにその下ですね今ご説明差し上げた、2 の機能維持に関する記載をですね、それぞれの矢羽根のところを追記をさせていただきました。
0:09:28	こちらが回答になりますけども、補足 1 の P2 ですね、2 ページの耐震計算書の確認結果において、構造強度及び機能維持の確認結果を明記、明確にしました。
0:09:42	今回工認において評価代表の設置床が本変更となる二酸化炭素消火設備の耐震計算書については、設置床変更に伴い、構造強度においては、評価条件である設計震度を見直し、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:58	見直し見直し、機能維持におい、おいては評価条件である、評価用加速度を見直しました。
0:10:06	各設備の構造強度及び機能維持が確保されていることを確認していますということで、この全体ですね 40 今回コメントいただいたものにつきましては、
0:10:18	全体でこの今日、構造強度及び動的機能の維持は確保されているという記事をですね記載させていただきました。
0:10:29	続きまして、
0:10:32	いただいている補足 1 の中でDB設備の火災消火設備の耐震クラスがCクラスであることを、北條小俣は 11 条に追加することと、
0:10:43	いただいております、こちらの補足 1-11 条を 52 条にて耐震クラスCであることを追記いたしましたということで、次の右下 3 ページ。
0:10:54	が 11 条、黄色くハッチングさせていただいております。
0:10:57	具体的には、耐震耐震Bクラスの機器、または耐震Sクラス機器を設置する火災区域または火災区画の火災感知器及び消火設備は、
0:11:08	耐震Cクラスであるが、地震時及び地震後において、それぞれ耐震Bクラス機器で考慮する地震力及び基準地震動Ssによる地震力に対し、
0:11:20	機能及び性能を保持する設計とを記載しているというものを追記いたしました、
0:11:26	次のページが、同じように精鋭もございまして、52 条も同じように、追記をさせていただきました。
0:11:36	次でございましてこちら補足 1 でいただいているコメントでございます。ガス供給配管の代表モデルの選定結果に変更がない理由を記載してくださいと。
0:11:48	ということでこちらが戻っていただきまして、右下 2 ページの一番下になって矢羽根の一番下になります。
0:11:57	ガス供給配管は、今回工認に伴い、対象モデルの評価結果及び支持構造物の評価結果が変更になるが、
0:12:08	今回工認対象モデルの評価結果の裕度が既工認で示した代表モデルの耐震計算書に包絡される。このため代表モデルの選定結果に影響はない。
0:12:19	という記載、回答にさせていただきます。
0:12:23	では続きまして、
0:12:25	補足のような表紙でございまして、これ名称等が記載がされてました。これは削除ということで、こちらについては一番、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:36	1 ページ目でございますね。こちらで、
0:12:41	名称というものを削除を適正化させていただいております。
0:12:46	次、補足の 4 になりまして、
0:12:49	へえ。
0:12:52	外部電源喪失時に電源の供給対象となる設備を確認してくださいということをいただいております。
0:13:02	こちらはですね、
0:13:04	外部、外部電源喪失のお電源を確保するための蓄電池を設置する設計であり、蓄電池から電源を供給する設備は、制御盤である。
0:13:15	これにより外部電源喪失においても、制御盤から電磁界法規い容器弁を動作作動させる信号は確保できているという。
0:13:26	というところになります。
0:13:27	同じようにその下でございますけども、
0:13:31	補足の 4 で、
0:13:33	両括弧 2 の①について、ポンベの移動移動先伊井の設置位置の周辺に安全設備がないことを確認してくださいということでした。
0:13:43	こちらにつきましてはハロン及び二酸化炭素用ポンベの移設場所周辺には安全機能を有する構築物系統及び機器は設置されていないということを確認しております。
0:13:58	ではとつ次でございますけども、同じように補足の 4 でいただいております補足の 4 の 18 から 27 の整理の中で、火災防護を審査基準への適合性検討対象の有無になってございますけども、
0:14:13	0 となっているもののうち、ポンベの配置変更で、直接施工、直接設計が変更となるものとして、21 ページの
0:14:25	B棟が考えられるが、ほかにも直接工事やソフトの改造が発生するような条文はありますかというコメントに対しまして、
0:14:34	今回の解除によりまして火災防護審査基準の要求事項に直接関わる事項を以下に示しますということで、
0:14:44	今回記載してます、Bですね、21 両括弧 2 の消火設備の 01B、それから 2-3 項に記載ある耐震に関する維持機能を、
0:14:55	こちらはですね左下、11 ページになります。
0:15:02	左下 11 ページの一番上ですねbポツの可燃性物質の性状を踏まえ、ここで言う消火剤の容量ですね、をちゃんとそろえなさいということが適合しているというところと、
0:15:16	もう一つは、左下 14 ページでございまして、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:21	一番下でございますカッコ 3 項となりますここ耐震に耐震に対する評価、確認し、確認する項目になってございまして、この 2 点が対象となっておりますこれ以外にはないというところでございます。
0:15:38	それから続い続きまして同じ補足の 4 で 25 ページでいただいたものです。新居さんに対する適合性確認結果については、水のことしか言及しておらず、
0:15:51	消火設備の破損誤動作等ですね、安全機能を失わない設計とすることについて、記載が不足してゐるのではないかとこのところでございます。
0:16:00	こちらにつきましては同じ、左下 B15 ページでございます。
0:16:04	補足の 4 ですね、新居さんの確認結果に火災防護上重要な機器及び重大事故等対象施設を設置する火災区域区画の所シウガン設備に対しまして破損、誤動作または誤操作によっても必要な機能を、
0:16:20	に影響を与えないことを確認追記しましたということで黄色ハッチを、を追記してございます。
0:16:27	土佐委員にいただいているコメントが、変更前後での支持構造物の代表を番号が変更となっていることから、変更前後の位置ですね、を明示してくださいというコメントいただきまして、
0:16:44	補足 4ー別紙 1 でボンベですね。
0:16:47	の個数変更の概要を 6 分の 3 ですけども支持構造物の代表番号を変更前後明示しましたということでこちらが左下 7 ページになってございます。
0:17:02	7 ページの真ん中下、それから、両サイドで右左で黄色ハッチングをかけております。それから凡例としまして右側、真ん中ですね。
0:17:12	青井四角、それから青い丸破線でございますけども、変更前後ということでお示ししております、またエンジンに近いところにありましたので、
0:17:25	真ん中ぐらいいったものが、
0:17:28	延びましたので延長されましたので日右側にずれているということをごすね示してございます。
0:17:37	こちらがこれまでいただいたコメントに対する回答でございます。申し訳ございません。
0:17:45	衛藤。
0:17:46	そのページ上、6 ページ目、左下 6 ページですね。
0:17:52	こちらの表、表 5 となっております、こちらの一番最初申し上げたの、補足の 4 ですね、二酸化炭素、
0:18:02	に対する制御盤の床面高さ等、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。



0:18:05	これらに対して、記載の適正化をしているというところで、上のですね。
0:18:12	1-4 から、
0:18:14	具体的には、1-6 の制御盤のところですね、こちらを記載の適正化を図っております。
0:18:22	基本的に二酸化炭素用の主、制御盤関係については、
0:18:28	それからですね 1-9、1-9 ですね、申し訳ない 1-9 が二酸化炭素になってございまして、
0:18:37	こちらが評価代表の設置場所、これをL2 メーターでから 14 メーターに変更するという同様な記載とさせていただきます。
0:18:48	1 の 4 から 6 はハロン関係についての記載の適正化を行っております。
0:19:06	とそれからですねお手元でございます
0:19:12	ページからいきますと、右下この右下になりますが、35 ページ以降ですね、こちらの経産省になりまして、
0:19:24	こちらも適正化、それから記載の明確化をさせていただきます。まず 35 ページは、一番上ですねタイトルのところに変更後でありましたが、そちらの消してございます。
0:19:37	それから、同じように、
0:19:40	36 も同じようになってございまして、37 ページでございます。
0:19:46	37 ページにつきましては、まず黄色のところでございます、これも記載の適正化でございますCHCvというものをですね、ここに表記することになってございましたのでそれを入れております。
0:20:00	それから後、変更後の方の注記でございますけれども包絡されるというような表現に変えました。
0:20:10	次の 38 ページにつきましては、
0:20:15	変更後の方でございますけれども※2 をつけさせていただきます、具体的に床面高さEL29 メーターでの計算値であり、EL14 メーターでは、の値は包絡されるというものを注記してございます。
0:20:29	発生応力のところに※2 を飛ばしております。
0:20:34	これは前のページで 37 ページと記載を合わせるようにいたしました。
0:20:42	それから、39、40 が、これがタイトルのところになってございます。それから 41 ページでございますけれどもこちらも前のページと同じです。包絡されるという表記、それからCVchを追記いたしました。
0:20:59	42 ページも、前のページからの取り込みで、※2 を入れてございます。
0:21:07	ただ、43、44、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:11	45 ページ、こちらがですね、
0:21:15	変更後においては、具体的にいえる、14 メーター、それから括弧書きをですね入れさせていただきました。それとCvとCHの記載の適正化になってございます。
0:21:27	それから 464747 も同じようにですね前ページから引き継ぎつつ引き続き 14 メーターと各括弧書きの 20.3 メーターという表記にしております。
0:21:40	ただガス配管でございますけども、こちらタイトルのところの
0:21:46	適正化をしております。
0:21:50	以上ここまでですね、こちらは今回の回答を、になってございましてこれらを踏まえて最終の補正申請書の仕上げになるものと、
0:22:02	いうように判断してございます以上でございます。
0:22:24	規制庁高橋です。ではちょっといくつか確認させてください。
0:22:29	ちょっと1バーン、最後に説明いただいた
0:22:40	比較表の 49 ページのところの、
0:22:44	端数供給配管の耐震計算書のところですが、
0:22:51	規制の適正化ということで、
0:22:53	ですが、
0:22:56	その 19 から 21 が何かついてないのは、これは、
0:23:01	タイトルとか、変わんなかったんでしょうか。
0:23:24	現在ヒロキでございます。
0:23:26	19 は、19 から 192021 については、
0:23:32	これは変更がない。
0:23:36	申請書ないものでして、
0:23:40	と抜いたことによって 22 が、各上に上げられたもの。
0:23:46	と整理してございますちょっとお待ちください。
0:24:46	はい。同じしているのが、
0:24:50	1 から 18 が変更、4 月、7 番になりますと、
0:24:56	19 から 22 が変更。
0:25:02	変更する。
0:25:09	となつてございまして、
0:25:12	同意的に、
0:25:15	22 基戻った。
0:25:29	大変失礼しました。こちら、修正させていただき、19 からですね 192021 は変更はない方に、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:25:40	いかなければなりませんので上の 18 のところが 18 が 21。
0:25:48	で、
0:25:49	変更がないということになります申し訳ございません。
0:26:01	大変失礼しました。
0:26:03	規制庁高橋です。わかりました。ちょっと全般よく見ていただいて、抜けがないようにお願いします。承知しました。
0:26:26	規制庁高橋です。続きまして
0:26:29	今ほどの説明資料の 2 ページ目ですが、
0:26:34	再度の整理ですけれども、第五条、
0:26:39	のところで、
0:26:46	基準適合。
0:26:48	の確認をしているという、対象が何なのかっていうのを明確にしたいと思い、前回コメントをしました。
0:26:58	で、今回の反映としては、第 11 条と第 52 条に耐震 C クラスという、
0:27:06	言葉を入れてきておりますけれども、
0:27:09	この耐震計算書上は第 5 条と第 11 条と 52 条。
0:27:17	の耐震評価を一つにしていると。
0:27:21	それから第五条としては、
0:27:24	耐震 C クラスの評価をしている。
0:27:29	第 11 条と 52 条としては、Ss 機能保持の評価をしている。
0:27:35	そのように計算症状を、
0:27:38	分けて読めば、
0:27:40	いいという理解でよろしいでしょうか。
0:27:44	現在ヒロキでございます。はい。その理解でお願いしたいと思っております。
0:27:49	規制庁高橋です。であればちょっとこの動的機能維持まで引っかけか第五条のところでは、C クラスとしてはもう、
0:27:59	入っておりませんので、
0:28:02	少し書き過ぎなのかなという気がいたします。ただ
0:28:08	耐震計算書の説明としてはこれでいいかと思うんですが、
0:28:12	5 像との整合として明確化して欲しいという観点では、
0:28:18	耐震 C クラスの
0:28:22	A、
0:28:26	重要度に応じた地震力に対して、構造強度を確保する設計としていること。
0:28:33	これが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:28:36	記載されていると、非常にわかりやすくなるかと思いますその辺を、
0:28:41	この5条のところすべて書いてしまっているのはまあ、これ書いてしまってもいいと思うんですがそれが、
0:28:51	5条、
0:28:52	としては、今言ったところろうなんだっていうことが、
0:28:56	はい。明確化されれば、別に計算書の説明としてこれ全部あってもいいと思うんですね。
0:29:03	その表、この適合性確認の中身はそこだ、耐震Cクラスに関わる構造共同確保だけですので、
0:29:12	そこがちょっと少、明確化されるとわかりやすくなるかと思います。
0:29:18	いかがでしょうか。
0:29:23	現在ヒロキでございます。はい。もう少し補足をですね、入れながらCクラス数に対する表記というように変更させて、修正させていただきたいと思います。
0:30:11	規制庁高橋です。続いてですねアクセスルートの説明の中でちょっとわからなかったところを教えてください。18ページ目。
0:30:24	この二つの矢羽根の①のところですが、
0:30:29	後半のところ、
0:30:31	東側の機器配置の見直しというのは、
0:30:36	これはもうちょっとうす、説明できる範囲で、
0:30:42	補足いただけませんか。
0:31:01	はい。現在ヒロキでございますこちらがですねF-V兼用可ということで、そもそもF-Vが今
0:31:09	電気盤が入る部屋になってございますこの東側に実はF-Vが、
0:31:17	設置予定でございました。
0:31:19	それらがなくなったことによってこの2回ですね、今の部屋がですね、
0:31:27	配置が変更になるというところを今の東側の機器配置の見直しという表現で、
0:31:34	また簡潔にちょっと記載をしましております。
0:31:40	基本的には今、見ていただいている階段Gの付近です近辺。
0:31:51	このエリア機器の配置の見直しということになってございます。
0:32:03	はい、原電モリです。もう少し補足しますと、今ここには2階部分の平面図を載せてございますけども、
0:32:10	フィルターベントの程度操作室と時いうのが3階にあるこの上の、
0:32:15	今右下の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:32:19	ところの電気盤を指してるところの上の階に、第2弁操作室がございまして、さらには下の階にもそのフィルタベントの配管が、
0:32:28	もともとございましたので、それらがなくなったことによりまして123回、
0:32:34	の、
0:32:35	変更をしております。以上です。
0:33:41	伊奈安井。
0:33:49	稲森です。わかりました。少し
0:33:54	東側の機器配置というところを、補足するようにいたします。以上です。
0:34:01	規制庁タカハシです。わかりました。方位の方も、
0:34:06	入れていただければと思います。
0:34:11	はい、イデヒロキでございます。はい、承知しました。
0:34:45	規制庁高橋です。
0:34:48	コメン等、前、6月12のコメントになりますけれども、
0:34:56	No.18で外部電源喪失時に電源を供給対象のある設備を確認してくださいということで、
0:35:05	回答いただいておりますが、
0:35:09	制御盤までの、
0:35:12	電源を供給してその先の電磁理解放棄、
0:35:18	影響容器弁を作動させる信号を確保できると。
0:35:23	これはちょっと、
0:35:25	自動、
0:35:28	的な自動消火設備ということで自動で、こういった新宮が流れて、どの対象が、
0:35:37	解放されるとかいうところの説明をですね図示していただけないでしょうか。
0:35:49	そうですね。
0:36:10	はい。では参考でご提示させていただいております図になってございます。
0:36:19	こちらの形。
0:36:22	一般的な工事基準書の中にあります全体的な概略になってございますけれども、大体同じような構図になってございます。
0:36:31	まず左側ですね、制御盤っていうものがございまして、
0:36:36	こちらが具体的に、上の部屋ですね植野へ部屋がありますけれども、
0:36:42	火災感知器からムタでも信号を受ける盤となっております、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:36:49	へ噴火時を検知し制御盤に信号が入ったところで、消火設備を起動させるというところで、制御盤の右側にありますけど上に出ているところでんでんとハッチングありますけども、
0:37:04	それを追っかけていきますと、起動用ガス容器というものがございましてそこに電磁開放機というものを持っております。
0:37:15	これを、要は開けろという信号でその際に開けろという信号が入った断面で、
0:37:24	まず、弁がですね、ボンベの弁が開いて、ガスが出るんでそのガスはどこに行きますかっていうと、選択弁のところに行きまして、
0:37:35	選択弁をを作動させるための軌道を起動用のガス分となります。
0:37:42	一方、こちらも示してございませんけども、右側の容器弁でございまして。東海第2はですねここに信号が入るように今なっております、
0:37:54	同様に制御盤からですね、起動用の選択弁を開けに行く、起動用のボンベと、それから通常の本当のガスボンベですね。
0:38:03	この容器弁を開けるようになっております。ですので、新火災信号が入り選択弁を開放しながら、容器弁を開放するということで必要なところにですねどかすが長く流れると。
0:38:17	というような構造になっております。
0:38:28	別々ルートで、申し訳ない。これ概略でございまして、はい。
0:38:37	同じようにですね、制御盤から起動用のガス料金にいつてる点線がありますけどもこれと同じラインが、容器弁の方にも、
0:38:50	はい。ございます。
0:38:56	今後は、
0:38:58	すいません、今後は
0:39:01	こういった構成にもなるというものはですね、
0:39:07	信号が行かなくてもですねガスのラインが、一点鎖線があると思います。起動用容器ガス起動用のガス容器から…と、
0:39:21	選択弁に行くラインと、それから、容器弁に行くラインがあります。
0:39:26	現在ですと、新しい消火設備になりますとこういった構図になるようです。
0:39:33	今まで信号系独立していたんですけども、やはり誤操作誤動作等も踏まえながら、ライン的にはそのガスラインを構成するような、
0:39:44	こういった構図になるものと、
0:39:47	ということも伝えられております。現在等には容器弁に信号が入るようにはなっております。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:39:55	規制庁高橋です。
0:39:57	わかりました。
0:41:01	規制庁の高橋です。規制庁からは以上です。
0:41:06	日本原子力発電から、
0:41:10	はい。我々から元モリです。こちらから説明しようと思ってたのは以上となります。
0:41:16	サイトウ発電所の方向かありますでしょうか。
0:41:23	はいこちら等開発グループ、こちらからも特段、
0:41:27	ありません。
0:41:31	規制庁の高橋です。
0:41:36	ヒアリング関係、あと審査会合関係で事実確認して参りましたが、本日で
0:41:47	その回答が一通り終わったという認識であります。
0:41:53	ではこれで
0:41:55	終了としたいと思います。
0:41:58	以上をもちまして、
0:42:00	東海第2発電所設計及び工事計画変更認可申請に関わるヒアリングを終了します。お疲れ様でした。ありがとうございました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。